

「第12次鳥獣保護管理事業計画」等の策定について

1 目的

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る事業を実施するため、第12次鳥獣保護管理事業計画等を策定するものとする。

2 計画の内訳

基本計画	特定鳥獣の管理計画
鳥獣の保護及び管理を図るため鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画	生息数が著しく増加、または生息地の範囲が拡大している鳥獣を管理
① 第12次鳥獣保護管理事業計画	② 第4期ニホンジカ適正管理計画 ③ 第4期イノシシ適正管理計画 ④ 第2期ニホンザル適正管理計画

3 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

4 今後のスケジュール

平成28年12月から
29年1月まで

パブリックコメント

1月
2月
3月
同月
4月

環境審議会（鳥獣部会）・審議
定例会報告
環境審議会・答申
環境大臣報告
計画を施行